

保有個人情報開示決定等審査報告書

令和5年11月24日

大和市長 古谷田 力 殿

大和市個人情報保護審査会

会長 久保博 道



令和5年6月20日付けで諮問された保有個人情報の開示決定等に対する審査請求について、次のとおり報告します。

審査請求に係る 保有個人情報の内容	「令和4年6月23日一部開示決定 開示された個人情報(虐待に関する記録)」
審査の結果	実施機関が、審査請求人からの保有個人情報訂正請求に対して不訂正とした決定は妥当である。

第1 審査請求の経過

- 1 令和5年4月6日、審査請求人は、「令和4年6月23日一部開示決定 開示された個人情報(虐待に関する記録)」(以下「訂正請求文書」という。)につき保有個人情報訂正請求(以下「原請求」という。)をした。

なお、訂正請求文書は、令和5年5月18日の保有個人情報開示請求によりなされた一部開示決定に基づき審査請求人に開示された文書である。

原請求において審査請求人が求めた訂正請求部分は次の3点である。

- (1) 表題を「資料2-2」とする文書の「○4/12」の部分において「その後[不開示部分]は「いかなる処分も受けるので個別支援計画を作り直す」と言い出す。」の部分(以下「訂正請求部分①」という。)につき、削除を求める。
- (2) 表題を「資料2」とする文書の「ズボンとチェーンでつながっていた財布を所持していること」の部分(以下「訂正請求部分②」という。)につき、削除を求める。
- (3) 表題を「資料2」とする文書の「母がホームにきた記憶はない」の部分(以下「訂正請求部分③」という。)につき、削除を求める。

- 2 令和5年4月27日、原請求につき、実施機関は、訂正請求部分の全部につき不訂正とする内容の不訂正決定【大和市指令第555号】(以下「原不訂正決定」という。)をした。

- 3 令和5年5月23日、原不訂正決定に対し、審査請求人から審査請求がなされた。

第2 審査請求の趣旨

不訂正決定の取り消しを求める。

第3 当事者の主張

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 訂正請求部分②について

審査請求人の子(以下「本件本人」という。)は、入居している障害者福祉施設に財布を置いていた当時は、自宅に帰宅する当日の朝、前日の夜にパスモとズボンをチェーンで繋げていたが、財布とズボンをチェーンで繋げていたことは一度もない。

- (2) 訂正請求部分③について

審査請求書に添付している令和4年4月の審査請求人の手帳にあるように、審査請求人は本件施設を訪れている。

2 実施機関の主張の要旨

原不訂正決定において、訂正請求部分につき不訂正とした理由は、訂正請求文書の目的は、虐待通報事案に関して実施機関が関係者から聞き取りした事項をそのまま記録することにあるのだから、実際の事実と仮に異なっていたとしても、訂正請求に訂正を認めるべき理由があるとはいえない。

第4 当審査会の判断

1 訂正請求文書について

訂正請求文書は、本件本人が通所等している障害者福祉施設において、本件本人が虐待を受けたとの通報に基づき、実施機関が調査を行った事務の関係書類であり、訂正請求部分はいずれも、実施機関が調査にあたって審査請求人を含む関係者から聴き取った内容を記録したものである。

2 原請求及び審査請求の適法性について

(1) 原請求は審査請求人の子である本件本人の保有個人情報の訂正を求め、審査請求も原不訂正決定の取消を求めている。訂正請求文書は本件本人に関する個人情報にあたり、審査請求人は本人ではないから、個人情報保護に関する法律(以下「法」という)第90条によれば、同人の訂正請求は適法とはいえないこととなる。

ところで、一件記録及び実施機関から聞きとった事実によれば、本件本人は、成人であるが重度知的障害にあり、事理を認識し判断する能力に欠ける常況にあって、保有個人情報開示請求を行う能力に欠けている可能性が高く、合わせて、本件本人は同請求を他の者に委任する判断能力にも欠けていることが推認される。審査請求人は本件本人がそのような状態にあるところから、本件本人に代わって自ら原請求を行ったものと考えられる(但し、この場合審査請求人は本件本人から委任を受けていないので代理人とはいえない)。このような事案において、法は、直接的には、個人情報開示請求を認める規定を設けていない。

(2) しかし、本件については、次のような事実が認められ、これに照らすと審査請求人による原請求を認めないことは合理性を欠くといえることができる。

すなわち、本件本人にかかわる日常生活就中生活上の様々な選択、判断、処理は全面的に母である審査請求人の庇護の下で行われており、審査請求人は本件本人と実質的には一体的な地位にあるといえることができる。そして、審査請求人が本件の訂正請求をすることについて、本件本人の権利利益が損われる事情は見当たらず、むしろ審査請求人の原請求を認めずまったく訂正のための手続の余地がないとされることの方が、本件本人の個人情報保護の権利を害するおそれがある。

これらを勘案して、当審査会は、原請求及び審査請求は、本件本人の権利利益を保護するため必要があるものと認め、審査請求人が自己を本件本人とみなしてその個人情報の訂正を請求するものとして適法と認めることが相当と判断する。

(3) 以上の次第により、本件審査請求は不適法とはいえないから、以下、原訂正決定の妥当性について判断を行う。

3 法第92条の訂正義務の存否について

(1) 審査請求人の訂正を求める理由は、訂正請求部分に記述されている事実が、審査請求人が認識している事実と異なるというものであると解され、一部その事実に沿う資料も提出している。

しかし、訂正請求部分は、本件本人に係る虐待事案の調査資料として、関係者から聴取した内容を記録するために作成された文書の一部であり、聴取した内容を事実として記録することを目的としたものではない。

すなわち、訂正請求部分②は、関係者である本件施設職員が、「本件本人がズボンとチェーンでつながっていた財布を所持していることを確認」した旨述べたという事実、訂正請求部分③は、同職員が「審査請求人がホームに来た記憶はない」旨述べたという事実がそれぞれ記録されているといえる。また、訂正請求部分①についても、電話の中で審査請求人が実施機関に対し、関係者から聞知した話の内容を伝えた事実が記録されているのであり、当該事実自体を記録した性格の文書ではない。

(2) 従って、訂正を求める理由があると認めることができず、法第92条には該当しない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が、原訂正請求に対して不訂正とした決定は妥当である。

第5 審査の経過

令和5年 6月20日 諮問

令和5年 6月30日 第1回審議

令和5年 9月29日 第2回審議

令和5年11月24日 第3回審議（結審）